

厚生労働科学研究費補助金における不正使用及び研究上の不正行為への対応について

1. 不正使用への対応について

(1) 経緯

- 厚生労働科学研究費補助金（以下「厚労科研費」という。）については、不正使用（他の用途への使用、交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用等）を行った者に対し、補助金の交付決定の取り消し及び補助金の返還命令を行うとともに、補助金の返還が命じられた年度の翌年度から一定期間、厚労科研費の交付を制限する措置を行っているところ。

また、具体的な交付制限期間等については、他府省の競争的資金制度との統一的な対応を図るため、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」等において規定している。

（別添 1）厚労科研費における不正使用を行った者に対する取扱い（関係規程）

- 上記の「競争的資金の適正な執行に関する指針」（以下「上記指針」という。）については、昨年 10 月、私的流用（個人の経済的利益を得るための補助金の使用）を行った者に対する応募資格の制限を 5 年から 10 年に引き上げるとともに、不正使用の行為の内容（不正使用の額、年数、社会への影響及び行為の悪質性等）に応じて応募資格の制限期間を判断する等の改正が行われた。

（別添 2）指針改正のポイント

（別添 3）改正後の指針

(2) 対応方針

- 厚労科研費についても上記指針に沿って対応するため、「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」等について所要の改正を行うこととする（年度内を予定）。

2. 研究活動の不正行為への対応について

(1) 概要

- 厚労科研費を用いた研究において不正行為（データの捏造、改ざん及び盗用）が行われた場合、「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」及び「研究活動の不正行為への対応に関する指針について」に基づき必要な対応を行っているところ。
- 不正行為が行われた研究について当該研究に係る補助金の返還を命じられた者には、「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」に基づき補助金の交付を制限している。
- しかし、補助金の返還を命じない場合であっても補助金の交付を制限すべき事案もあると考えられることから、文部科学省の「科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）」と同様に、補助金の返還を命じなくとも交付を制限できるよう、「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」を改正する必要がある。

(別添4) 厚生労働科学研究費補助金取扱規程（抜粋）

(別添5) 研究活動の不正行為への対応に関する指針について（抜粋）

(別添6) 科学研究費補助金取扱規程（抜粋）（昭和40年文部省告示第110号）

(2) 対応方針

- 「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」について上記概要の趣旨に沿い、所要の改正を行うこととする（年度内を予定）。

厚生労働科学研究費補助金における不正使用を行った者に対する取扱い (関係規程)

○厚生労働科学研究費補助金取扱規程

(平成 10 年 4 月 9 日厚生省告示第 130 号。最終改正：平成 24 年 4 月 6 日厚生労働省告示第 323 号) (抄)

第 3 条 1・2 (略)

- 3 厚生労働大臣は、前 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年度以降に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。)第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定が取り消された事業(以下「補助金交付決定取消事業」という。)を行った者については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。
- (1) 当該者が当該補助金交付決定取消事業を行うに当たり法第 11 条第 1 項の規定に違反した場合(次号に掲げる場合を除く。)法第 18 条第 1 項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降 2 年間
 - (2) 当該者が当該補助金交付決定取消事業を行うに当たり法第 11 条第 1 項の規定に違反して補助金を他の用途へ使用をした場合 法第 18 条第 1 項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降 2 年以上 5 年以内の間で当該他の用途へ使用した行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

○厚生労働科学研究費補助金取扱規程第 3 条第 3 項第 2 号に定める補助金を交付しない期間の取扱いについて

(平成 18 年 3 月 24 日厚生科学課長決定。最終改正：平成 23 年 3 月 31 日) (抄)

2 取扱規程第 3 条第 3 項第 2 号に定める補助金を交付しない期間の取扱い

厚生労働科学研究費補助金(以下「補助金」という。)において、平成 16 年度以降に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。)第 17 条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定が取り消された事業(以下「補助金交付決定取消事業」という。)を行った者に対して適用する取扱規程第 3 条第 3 項第 2 号に定める補助金を交付しない他の用途への使用の内容を勘案して相当と認められる期間については、下表のとおり取り扱う。

補助金の他の用途への使用の内容等	交付しない期間
1. 補助金交付決定取消事業に関連する科学研究の遂行に使用した場合	2 年
2. 1 を除く、科学研究に関連する用途に使用した場合	3 年
3. 科学研究に関連しない用途に使用した場合	4 年
4. 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4 年
5. 1 から 4 にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5 年

【参考】

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号。最終改正：平成 14 年 12 月 13 日法律第 152 号)

(抄)

第 11 条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 (略)

第 17 条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2～4 (略)

第 18 条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2・3 (略)

不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限の改正について

「競争的資金の適正な執行に関する指針(平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」では、競争的資金において不正を行った者に対し、当該競争的資金及び他府省を含む他の競争的資金について応募資格を制限することとしています。平成24年10月17日、本指針について以下のとおり改正しました。

改正の趣旨

- 研究機関における公的研究費の適切な管理・監査体制を求めてきたにもかかわらず、依然として、悪質性の高い事案を含む、競争的資金の不正使用が見られる。
- 研究費の不正使用や不正受給、研究上の不正行為への対応として、応募資格を制限することとしているが、行為の内容にかかわらず硬直的な運用となっている。



現在の社会情勢を踏まえ、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて応募資格を制限することができるように改正した。

改正のポイント

①私的流用を行った者に対する応募資格の制限の厳罰化

<改正前>
5年



<改正後>
10年

②私的流用以外の不正使用を行った者に対する応募資格の制限の厳罰化・適正化

<改正前>
2~4年

不正使用の用途により一律的に判断

(例:虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合(預け金・プール金等)は、一律で4年間、応募資格を制限する)



<改正後>
1~5年※

不正使用の行為の内容に応じて判断

(例:不正使用を行った額や年数等に応じて応募資格の制限期間を判断する)

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

③善管注意義務違反※に対する応募資格の制限の新設

最大2年

※「善管注意義務違反」とは自ら不正使用に関与していない場合でも、研究資金の管理責任者としての責務を全うしなかった場合を指す。

適用時期

平成24年10月17日の改正日以降、各府省で所要の手続きを経た上で、応募資格を制限するものから順次適用する。ただし、私的流用の場合の10年等、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降(継続課題も含む)で不正使用を行った場合に適用する。

<不正使用及び不正受給への対応>

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間	
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年	
	私的流用以外で	①、社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年
		②、①及び③以外の場合、2~4年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年	
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)	

競争的資金の適正な執行に関する指針

平成 17 年 9 月 9 日
(平成 18 年 11 月 14 日改正)
(平成 19 年 12 月 14 日改正)
(平成 21 年 3 月 27 日改正)
(平成 24 年 10 月 17 日改正)
競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同

一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

① 府省共通研究開発管理システム(以下「共通システム」という。)を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金の担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載を

した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

③ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

3. 不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

(2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

(3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応（別表2）

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

(2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金

への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成20年1月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成19年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成18年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (4) 平成24年10月17日の改正に係る取組み（別表1及び別表2）は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施することとする。

なお、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内

規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表1の1．個人の利益を得るための私的流用の場合の10年、及び、2．私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の5年等）については、平成25年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

(5) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的資金の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

(6) 不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(7) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

(8) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2))			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))			不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

(別表2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官
（研究開発資金担当）

総務省情報通信国際戦略局技術政策課長

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

○厚生労働科学研究費補助金取扱規程（抜粋）（平成10年厚生労働省告示第130号）

（補助金の交付の対象事業及び対象者）

第3条

- 3 厚生労働大臣は、前2項の規定にかかわらず、平成16年度以降に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「補助金交付決定取消事業」という。）を行った者については、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。
- (1) 当該者が当該補助金交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反した場合（次号に掲げる場合を除く。）法第18条第1項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間
 - (2) 当該者が当該補助金交付決定取消事業を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反して補助金を他の用途へ使用した場合は法第18条第1項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該他の用途へ使用した行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 4 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項各号に該当する場合において当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の使用を共謀した者については、前項の規定により同項の当該者について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間、補助金を交付しない。
- 5 厚生労働大臣は、前各項の規定にかかわらず、偽りその他の不正により補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他の不正を行い若しくは共謀した者については、当該補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、補助金を交付しない。
- 6 厚生労働大臣は、補助金交付決定取消事業が当該補助金交付決定取消事業を行った者与其他の者が共同して行われたものである場合あって、法第11条第1項の規定に違反する行為又は偽りその他の不正により補助金の交付を受けた行為が、当該補助金交付決定取消事業を行った者によるものではなく、当該他の者のみによるものと認められる場合にあつては、当該他の者に対し、第3項の規定を適用する。
- 7 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、研究活動の不正があつたと認められ、法第18条第1項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた者又はその不正を共謀した者については、不正が認定された年度の翌年度以降の1年以上10年以内の間で不正の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しない。
- 8 厚生労働大臣は、補助金交付決定取消事業が当該補助金交付決定取消事業を行った者与其他の者が共同して行ったものである場合であつて、研究活動の不正があつたと認められた行為が、当該補助金交付決定取消事業を行った者によるものではなく、当該他の者のみによるものと認められる場合にあつては、当該他の者に対し、前項の規定を適用する。
- 9 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成16年度以降に国又は独立行政法人が交付する給付金であつて別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）を他の用途へ使用した行為若しくは当該他の用途へ使用した行為の遂行を共謀した行為、特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附し

た条件その他法令若しくはこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した行為又は偽りその他の不正により特定給付金の交付を受け、若しくは当該偽りその他の不正を共謀した行為により、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者については、別に定める期間、補助金を交付しないものとする。

- 10 厚生労働大臣は、特定給付金の交付対象事業が、当該特定給付金の交付対象事業を行った者と他の者が共同して行ったものである場合であって、特定給付金を他の用途へ使用した行為、特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令若しくはこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した行為又は偽りその他の不正により特定給付金の交付を受けた行為が、当該交付対象事業を行った者によるものでなく、当該他の者のみによるものと認められる場合にあつては、当該他の者に対し、前項の規定を適用する。
- 11 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、特定給付金の交付対象事業において研究活動の不正があつたと認められ、一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた場合には、当該事業を行った者若しくは共同して行った他の者又は当該不正を共謀した者に対しては、別に定める期間、補助金を交付しないものとする。
- 12 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成16年度以降に特定給付金以外の国が交付する助成金又は委託費であつて別に定めるもの（以下「助成金等」という。）を他の用途へ使用した行為若しくは当該他の用途へ使用した行為の遂行を共謀した行為、助成金等の交付の対象となる事業に関して助成金等の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令若しくはこれに基づく国の機関の長の処分に違反した行為又は偽りその他の不正により助成金等の交付を受け、若しくは当該偽りその他の不正を共謀した行為により、その行う事業について一定期間当該助成金等を交付しないこととされた者については、別に定める期間、補助金を交付しないものとする。
- 13 厚生労働大臣は、助成金等の交付対象事業が、当該助成金等の交付対象事業を行った者と他の者が共同して行ったものである場合であつて、助成金等を他の用途へ使用した行為、助成金等の交付の対象となる事業に関して助成金等の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令若しくはこれに基づく国の機関の長の処分に違反した行為又は偽りその他の不正により助成金等の交付を受けた行為が、当該交付対象事業を行った者によるものではなく、当該他の者のみによるものと認められる場合にあつては、当該他の者に対し、前項の規定を適用する。
- 14 厚生労働大臣は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、助成金等の交付対象事業において研究活動の不正があつたと認められ、一定期間当該助成金等を交付しないこととされた場合には、当該事業を行った者若しくは共同して行った他の者又は当該不正を共謀した者に対しては、別に定める期間、補助金を交付しないものとする。
- 15 厚生労働大臣は、第3項から前項までの規定により、補助金を交付しないこととされた者を当該交付しないこととされた期間分担して研究を行う者とする事業を行う者については、当該交付しないこととされた期間、補助金を交付しないものとする。
- 16 第1項から前項までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、第1項の表第12号（難治性疾患克服研究事業に限る。）の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第26号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」と、同表第25号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立医薬品食品衛生研究所長」として各項の規定を適用するものとする。

○研究活動の不正行為への対応に関する指針について（抜粋）

（平成19年4月19日科発第0419003号厚生科学課長・医政病発第0419001号国立病院課長決定）

3 措置の対象者

措置は次の者が対象となる。

- [1] 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）。
- [2] 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者。
- [3] 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

4 措置の内容

資金配分機関は3に掲げる者に対して、以下の措置のうち一つあるいは複数の措置を講じる。原則として措置の内容は以下を標準とし、不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の不正行為への具体的な関与の度合や不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、不正行為を防止するための努力の有無等により、事案ごとに定められるものとするが、委員会が特に必要と判断するときは、以下によることのない措置をとることを妨げない。（以下略）

(3) 不正行為に係る競争的資金等の返還

不正行為があったと認定された研究に配分された研究費（間接経費もしくは管理費を含む。以下この（3）において同じ。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律又は委託契約等に基づき、その一部又は全部の返還を求める。返還額については、以下の[1]及び[2]を原則としながら、不正行為の悪質性や研究計画全体に与える影響等を考慮して定められるものとする。なお、[1]、[2]いずれの場合も研究機関と契約する研究の場合は、研究機関が第一次的な責任を負う。研究機関は、被認定者や不正行為と認定された当該研究グループに対して求償するものとする。

[1] 未使用研究費等の返還

ア) 当該研究全体が打ち切られたときは、当該研究グループに対し、未使用の研究費の返還及び契約済みであるが、納品されていない場合の契約解除や、未使用の場合の機器等の物品の返品とこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は当該研究グループの自己負担とする。

イ) 当該研究全体が打ち切られていないときは、3に掲げるすべての者に対し、これらの者に係る未使用の研究費の返還及び契約済みであるが、納品されていない場合の契約解除や、未使用の場合の機器等の物品の返品とこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は、3に掲げるすべての者の自己負担とする。

[2] 研究費全額の返還

研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など極めて悪質な場合は、3の[1]及び[2]に掲げる者に対し、これらの者に係る当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求める。なお、不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かは、事案ごとに委員会が判断するものとする。

(4) 競争的資金等の申請制限

3に掲げるすべての者に対して、厚生労働省所管のすべての競争的資金等の申請を制限する。制限期間については、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為への関与の度合に応じて委員会が下記の区分に従い定める。なお、他府省所管の競争的資金等を活用した研究活動に不正行為があった者による申請も、他府省等が行う不正行為の認定に応じて同様に扱うものとする。

[1] 3の[1]に掲げる者

すべての厚生労働省所管の競争的資金等に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年。

[2] 3の[2]に掲げる者

すべての厚生労働省所管の競争的資金等に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、同じく2年から10年。

[3] 3の[3]に掲げる者

すべての厚生労働省所管の競争的資金等に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、同じく1年から3年。

○科学研究費補助金取扱規程（抜粋）（昭和40年文部省告示第110号）

（科学研究費補助金を交付しない事業）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この条において同じ。）が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）以外にその交付を受けている事業と第6条第1項及び第3項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において科学研究費補助金の不正使用を行つた者法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行つた補助事業者（前2号に該当する者を除く。）法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降2年間
- 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行つた研究代表者若しくは研究分担者（前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。）又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌1年間
- 五 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の翌年度以降5年間
- 六 不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。）当該不正行為があつたと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間

2 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下この条において「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

- 一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者
- 二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
- 三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
- 四 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者